

畜産経営体質強化支援資金融通事業に係る 利子補給金請求事務の手引 (平成30年度版)

	頁
1 利子補給契約の締結	1
2 貸付実行・貸付実行報告書の作成と提出	
(1) 融資機関・貸付対象者の登録・管理～共通システム等との関係～	2
(2) 貸付実行報告書の作成と提出	5
〔参考1〕畜産経営体質強化支援資金貸付対象者別貸付実行表の記入について	7
〔参考2〕畜産経営体質強化支援資金関係コード表	9
〔参考3〕利子補給金計算期間、毎回償還額・利子補給金額の計算	11
3 貸付実行状況等異動報告書	
(1) 報告の種類、期限の利益喪失の取扱い	16
(2) 繰上償還	18
(3) 経営中止等	21
(4) 体質強化計画の承認取消	23
(5) 融資機関合併等	24
4 利子補給金請求書の作成と提出	26
5 約定償還額の償還状況報告書の作成と提出	27
6 事業実績報告書の作成と提出	28
7 帳簿等の整備保管等	29
8 利子補給事業業務に係る年間スケジュール〔目安〕	30
〔別紙〕利子補給金請求書の提出時期一覧表	31

公益社団法人 中央畜産会

この手引は、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領別紙5の「畜産経営体質強化資金対策事業」(以下「実施要領」という。)及び「畜産経営体質強化資金対策事業実施要領」(以下「事業実施要領」という。)に基づき利子補給金請求事務を行う際の手引です。実施要領は農林水産省、事業実施要領及び報告様式は当会の各ホームページに掲載しておりますので、併せてご参照ください。

1 利子補給契約の締結

項 目	内 容										
内 容	<p>〔利子補給契約の締結〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資機関は、畜産経営体質強化支援資金の貸付けを行う前に、利子補給契約を当会と締結する必要があります。 										
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・融資機関は、畜産経営体質強化支援資金利子補給契約締結申込書及び畜産経営体質強化支援資金利子補給契約書について、信農連等（ 1 ）を経由する日数を考慮に入れて、貸付実行日より前に当会に提出して下さい。 ・畜産経営体質強化支援資金の貸付けが当該年度はなくとも、今後見込まれる場合には、契約を締結しておくこともできます。 ・契約締結済みの農協と契約締結をしていない農協が合併し、名称が契約締結をしていない農協名となった場合、新規に畜産経営体質強化支援資金の貸付を行う場合には、新たに契約を締結する必要があります。 <p style="margin-top: 10px;">1：事業実施要領第2の1の「信農連等」をいう。以下同様。</p>										
申請様式・ 申請方法	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">様 式</th> <th style="width: 55%;">様式名</th> <th style="width: 20%;">方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>別紙様式第6号</td> <td>畜産経営体質強化支援資金利子補給契約締結申込書</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">郵送</td> </tr> <tr> <td>別紙様式第7号</td> <td>畜産経営体質強化支援資金利子補給契約書（2部）</td> </tr> <tr> <td>信農連等進達様式（任意）</td> <td>利子補給契約締結申込書及び契約書について</td> </tr> </tbody> </table>	様 式	様式名	方法	別紙様式第6号	畜産経営体質強化支援資金利子補給契約締結申込書	郵送	別紙様式第7号	畜産経営体質強化支援資金利子補給契約書（2部）	信農連等進達様式（任意）	利子補給契約締結申込書及び契約書について
様 式	様式名	方法									
別紙様式第6号	畜産経営体質強化支援資金利子補給契約締結申込書	郵送									
別紙様式第7号	畜産経営体質強化支援資金利子補給契約書（2部）										
信農連等進達様式（任意）	利子補給契約締結申込書及び契約書について										
提出時期等	<ul style="list-style-type: none"> ・融資機関は、畜産経営体質強化支援資金の貸付けを行うまでに信農連等を経由して会長あて提出します。（融資機関は畜産経営体質強化支援資金を新たに貸付実行する場合、実行日の10日前には当会が受理できるように信農連等を経由して申込書及び契約書を提出して下さい。） 										

（注）別紙様式については、特段の記述がないものは事業実施要領に定める様式となっている（以下同じ）。

2 貸付実行・貸付実行報告書の作成と提出

(1) 融資機関・貸付対象者の登録・管理 ~ 共通システム等との関係 ~

項目	内容
共通システムと資金利子補給システムとの関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利子補給には、畜産経営体質強化支援資金・畜産特別資金・畜産経営維持緊急支援資金・家畜飼料特別支援資金・家畜疾病経営維持資金に係るものがあり、これらの資金の融資機関・貸付対象者は、共通システムにより管理しています（下図参照）。
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; display: inline-block;">共通システム</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; display: inline-block;">融資機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 融資機関情報 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; display: inline-block;">貸付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸付対象者情報 </div> <p>貸付対象者情報 登録・修正</p> <p>融資機関情報 登録・修正</p> <p>融資機関合併</p> <p>上記情報印刷</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; display: inline-block;">畜産経営体質強化支援資金利子補給システム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 畜産経営体質強化支援資金 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; display: inline-block;">畜産特別資金利子補給システム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大家畜経営活性化資金 ・ 大家畜経営改善支援資金 ・ 養豚経営改善支援資金 ・ 畜産経営改善緊急支援資金 ・ 大家畜特別支援資金（H20～H24年度融資） ・ 養豚特別支援資金（H20～H24年度融資） ・ 大家畜特別支援資金（新H25～H29年度融資） ・ 養豚特別支援資金（新H25～H29年度融資） ・ 大家畜特別支援資金（改2018～2022年度融資） ・ 養豚特別支援資金（改2018～2022年度融資） </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; display: inline-block;">畜産経営維持緊急支援資金利子補給システム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 畜産経営維持緊急支援資金 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; display: inline-block;">家畜飼料特別支援資金利子補給システム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家畜飼料特別支援資金 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; display: inline-block;">家畜疾病経営維持資金利子補給システム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家畜疾病経営維持資金 </div>

項 目	内 容
融資機関・貸付対象者登録・管理の基本的考え方について	<p>[貸付対象者等データの蓄積・管理]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当会では畜産経営体質強化支援資金、畜産特別資金、畜産経営維持緊急支援資金、家畜飼料特別支援資金、家畜疾病経営維持資金の貸付状況について、共通のデータベースにより管理しています。 ・ このため、上記資金の融資機関名、貸付対象者名に係る変更は、貸付表示項目に関する変更を行うとともに、データベースに反映する必要がありますので、報告を的確に提出いただくことが肝要です。 <p>[融資機関]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 融資機関コードは、全国銀行協会の統一金融機関コードが基本となっています。 ・ 融資機関が合併した場合には、畜産経営体質強化支援資金等の償還が終了した場合にあっても報告を提出する必要があります。 <p>[貸付対象者]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸付対象者が、経営移譲や法人移行により貸付対象者名が変更されたときには、貸付対象者を変更して利子補給金受領者と整合性をもたせておくことが肝要です。 <p>[融資機関・貸付対象者の登録・変更]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 融資機関・貸付対象者の変更等報告は事業実施要領に基づき当会に提出することとなっています。 <p>[畜産経営体質強化支援資金の貸付対象者登録について]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 畜産経営体質強化支援資金を貸付実行する際は、融資機関の貸付対象者コードと同一にして下さい。この場合、貸付実行報告書とともに、貸付対象者氏名（変更）入力票も併せ提出してください。
融資機関・貸付対象者登録・変更の事務処理	<p>[当会から信農連等・融資機関への一覧表の送付]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当会は信農連等に「融資機関一覧表」、「貸付対象者一覧表」を送付し、信農連等は融資機関に「貸付対象者一覧表」(写し)を送付します。 <p>[融資機関の貸付対象者登録・変更]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸付実行に際し、融資機関は貸付対象者が新規先か既往先かを「貸付対象者一覧表」により確認してください。 ・ 新規貸付先にあっては、別紙様式第9号の別添5「貸付対象者氏名変更入力票」に所要項目（ブロック・道府県・北海道 振興局・融資機関・貸付対象者各コード、貸付対象者氏名）を記入し、備考欄に新規登録と記載してください。 ・ また、貸付対象者が経営移譲や法人移行した場合には、別紙様式第9号の別添4「貸付対象者氏名の変更について」、貸付対象者コード変更を伴う場合には、別紙様式第9号の別添5「貸付対象者氏名変更入力票」を作成してください。 ・ 融資機関が、貸付対象者の経営移譲や法人移行等の事実を把握した際に

項 目	内 容
	<p>は、貸付対象者氏名変更、コード変更を伴う場合は貸付対象者氏名変更入力票を作成します。</p> <p>貸付対象者コード変更を伴わない場合も、当該貸付対象者コードを、氏名の後に括弧書きなどにより表示してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資機関が合併した際、貸付残高があり利子補給契約を継承する場合には、別紙様式第9号の別添2「合併に伴う利子補給契約の承継について（通知）」、残高がない場合には、「融資機関合併について」（様式任意）を作成してください。 <p>〔信農連等の審査〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資機関が本資金を初めて取り扱う場合には、融資機関の登録を指導してください。また、融資機関が合併した際には、融資機関合併に伴う報告の提出を指導してください。 ・貸付実行報告の進達にあたり、貸付対象者が新規先か既往先かを「貸付対象者一覧表」により把握し、融資機関から提出された報告を確認し、報告が適切になされているか精査してください。

2 貸付実行・貸付実行報告書の作成と提出
 (2) 貸付実行報告書の作成と提出

項 目	内 容
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 畜産経営体質強化支援資金利子補給システムのエクセル入力シートセットアップ手順書により、エクセルシステムをインストールする。なお、エクセルシステムは当会ホームページからダウンロードして下さい。 ・ 操作手順書に沿って、原本からエクセル入力シートをパソコンにコピーし、貸付対象者別貸付実行表、上乘せ利子補給率内訳表を作成する。原本をコピーする際に必ず資金別に各年度別にファイルを作成して下さい。 <p>〔貸付実行報告書作成に使うもの〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【原本】入力1 貸付実行表.xlsx (貸付対象者別貸付実行表) ・【原本】入力2 利子補給内訳表.xlsx (生産者団体等の上乗せ利子補給率内訳表) ・ 畜産経営体質強化支援資金利子補給システム 入力シート 操作手順書 (参考) ・ 貸付対象者別貸付実行表の記入について ・ 畜産経営体質強化支援資金関係コード表
留意事項	<p>〔融資機関〕</p> <p>1 貸付実行報告書作成時に取り組むこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操作マニュアルを一読して理解してから、貸付対象者別貸付実行表、上乘せ利子補給率内訳表の作成に取り掛かるようにして下さい。 ・ 手順書に従い、配布された原本を必ずコピーしたエクセルシートに入力してください。貸付実行表及び利子補給率内訳表のCSVファイル名をルールに従って入力することなどを遵守して下さい。 <p>2 貸付実行報告書作成後の確認事項 (必ずチェックすること)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸付対象者の氏名、経営の種類コードは、都道府県知事の承認を受けた計画の対象者、経営種類と整合しているか。 ・ 資金借入者で変更がある場合、提出する別紙様式第9号の別添5「貸付対象者氏名変更入力票」を作成したか。 ・ 生産者団体等利子補給率欄には、<u>本来負担</u>する利率が記入されているか。 ・ 据置期間、償還期間は計画書、借入申込書および借用証書の年数と整合しているか。 ・ 毎年の償還額については千円単位となっているか、均等償還額計算で生じた千円未満の端数は初回に加算されているか。 ・ 借用証書の借用金額を知事の貸付承認額と同額として貸付実行したものの、不要額が生じた (= 借換額が貸付実行額を下回った) 場合、提出する別紙様式第9号の別添1「貸付実行状況等異動報告書」を作成したか。 ・ 上乘せ利子補給率について、機関ごとの上乘せ利子補給率は正しいか。

項 目	内 容														
	<p>3 当会が送付する様式第8号「償還計画額・利子補給額計算書」の確認融資機関から提出された貸付実行報告書により作成した「償還計画額・利子補給額計算書」と融資機関の貸付条件との整合性を次の項目について、借用証書、融資機関が作成した償還計画表により確認すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 出力2-1の氏名等に係る融資機関と畜産経営体質強化支援資金との整合性（確認項目：貸付対象者氏名、貸付対象者コード、経営の種類） 出力2-1の償還計画額に係る融資機関と畜産経営体質強化支援資金との整合性（確認項目：貸付実行額、据置期間、償還期間、均等償還額、均等償還額算出時の端数金額の初回への加算、毎年度期首貸付残高） 出力2-2の利子補給額に係る融資機関と畜産経営体質強化支援資金との整合性（確認項目：経営の種類別・合計の毎年度利子補給額） <p>融資機関は、3の「償還計画額・利子補給額計算書」の確認・相違時の是正措置をした時点で貸付実行・貸付実行報告書の提出が完結します。</p> <p>〔信農連等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 融資機関の2の各項目を融資機関からの報告、道府県知事等からの承認通知等によりチェックし、不備がある項目について融資機関が修正するよう指導してください。 														
申請様式 申請方法	<table border="1" data-bbox="347 1108 1442 1500"> <thead> <tr> <th data-bbox="347 1108 625 1160">様式</th> <th data-bbox="625 1108 1233 1160">様式名</th> <th data-bbox="1233 1108 1442 1160">方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="347 1160 625 1261">別紙様式第4号</td> <td data-bbox="625 1160 1233 1261">畜産経営体質強化支援資金貸付実行状況報告書</td> <td data-bbox="1233 1160 1442 1261">郵送</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 1261 625 1361">"の別表1</td> <td data-bbox="625 1261 1233 1361">貸付対象者別貸付実行表（エクセルデータ）</td> <td data-bbox="1233 1261 1442 1361" rowspan="2">電子データをメール報告</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 1361 625 1462">"の別表2</td> <td data-bbox="625 1361 1233 1462">生産者団体等の上乗せ利子補給率内訳表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 1462 625 1500">-</td> <td data-bbox="625 1462 1233 1500">返済計画表（貸付条件、償還計画表）</td> <td data-bbox="1233 1462 1442 1500">郵送</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="347 1512 1442 1736"> 入力データのチェックを行うため、CSV（出力）データではなく、入力したエクセルファイルのまま提出してください。 CSV出力は、本会で行います。 貸付対象者が、新規あるいは変更がある場合は、別紙様式第9号の別添5「貸付対象者変更入力表」を添付してください。 </p>	様式	様式名	方法	別紙様式第4号	畜産経営体質強化支援資金貸付実行状況報告書	郵送	"の別表1	貸付対象者別貸付実行表（エクセルデータ）	電子データをメール報告	"の別表2	生産者団体等の上乗せ利子補給率内訳表	-	返済計画表（貸付条件、償還計画表）	郵送
様式	様式名	方法													
別紙様式第4号	畜産経営体質強化支援資金貸付実行状況報告書	郵送													
"の別表1	貸付対象者別貸付実行表（エクセルデータ）	電子データをメール報告													
"の別表2	生産者団体等の上乗せ利子補給率内訳表														
-	返済計画表（貸付条件、償還計画表）	郵送													
提出時期 等	<ul style="list-style-type: none"> 融資機関は、畜産経営体質強化支援資金の貸付日の翌日（貸付日が休日の関係で翌日になった場合には当月）末日までに貸付実行報告書及び電子データを信農連等経由（信農連等に事務を委任していない金融機関にあっては直接）で会長あて提出して下さい。 信農連等は融資機関報告を様式第17号により当会あて提出して下さい。 														

【参考1】畜産経営体質強化支援資金貸付対象者別貸付実行表の記入について

項 目	記 入 内 容	備 考
・タイトル	・貸付対象者別貸付実行表の()に「平成30」を記入。	
【キーコード部】		
1 データ区分	・貸付実行は「11」。	固定
2 都道府県	・都道府県を記入(後掲コード表参照)。	選択
3 北海道振興局	・総合振興局・振興局を記入 (北海道のみ、後掲コード表参照)。	選択
4 融資機関コード	・中央畜産会に登録済の融資機関コードを数値で記入。	
5 融資機関名称	・融資機関名称は漢字等により記入。	
6 利子補給金計算期間	・12月型または応答日型を記入。	選択
7 貸付実行年月日	・貸付実行年月日を「西暦/月/日」(例:2018/11/30)により記入。	
8 約定償還日	・日付を「月/日」(例:11/29)により記入。	
【データ部】		
1 処理区分	・当初貸付(=貸付実行)時は記入不要。	
2 貸付対象者コード	・貸付対象者コードを数値で記入。頭1桁は基本は0(ゼロ)とし、同一貸付実行日に複数案件がある場合のみ、頭1桁に1から連番を記入。次年度以降も同一コードを使用。	
3 貸付対象者氏名	・貸付対象者を漢字等により16文字以内で記入。株式会社、農事組合法人等の場合は名称の前に、株(農)等を記入。	
4 経営の種類コード	・該当するコード(酪農、肉用牛肥育等)を記入 (後掲コード表を参照のこと)	
5 現地確認頭数	・飼養頭数現地確認書により飼養合計頭数を記入。	
6 知事貸付承認額	・当該年度の知事の貸付承認額を記入。	
7 貸付実行額	・当該年度の貸付実行額を記入。	
8 貸付対象者負担利率	・貸付対象者負担利率を記入。	

項 目	記 入 内 容	備 考
9 中央畜産会 利子補給率	・ 中央畜産会利子補給率を記入。	
10 生産者団体等利子補 給率	・ 生産者団体等利子補給率を少数点以下 3 位まで記入。	
11 貸付金利計	・ 貸付金利の合計を記入。	自動計算
12 償還期間	・ 据置期間を含む償還年数を記入。	
13 据置期間	・ 据置期間を年単位で記入。	
14 資金毎の借 換時残高	借換時における対象資金毎の残高を記入。	
15 貸付実行額 のうち資金毎 の借換額	借換時における資金毎の残高のうち、資金毎に借換を行った金額を記入。	
16 備考		
【その他】 ・ 2 枚以上の 場合	・ 各表毎にキーコード部を必ず記入するとともに、小計を入れ最後の表には合計を記入。貸付金利は最終枚目の合計欄に最高と最低を記入。	

【参考2】畜産経営体質強化支援資金関係コード表

1 ブロックコード及び都道府県コード

ブロック名	ブロック コード 番号	都道府県名	都道府県 コード 番号	ブロック名	ブロック コード 番号	都道府県名	都道府県 コード 番号		
北海道	1	北海道	01	近畿	6	滋賀県	25		
東北	2	青森県	02			京都府	26		
		岩手県	03			大阪府	27		
		宮城県	04			兵庫県	28		
		秋田県	05			奈良県	29		
		山形県	06			和歌山県	30		
		福島県	07			中国・四国	7	鳥取県	31
		茨城県	08					島根県	32
関東	3	栃木県	09			岡山県	33		
		群馬県	10			広島県	34		
		埼玉県	11	山口県	35				
		千葉県	12	徳島県	36				
		東京都	13	香川県	37				
		神奈川県	14	愛媛県	38				
		山梨県	19	高知県	39				
		長野県	20	九州	8	福岡県	40		
静岡県	22	佐賀県	41						
北陸	4	新潟県	15			長崎県	42		
		富山県	16			熊本県	43		
		石川県	17			大分県	44		
		福井県	18			宮崎県	45		
東海	5	岐阜県	21	鹿児島県	46				
		愛知県	23	沖縄	9	沖縄県	47		
		三重県	24						

2 総合振興局・振興局コード（北海道）

振興局名	コード番号	振興局名	コード番号	振興局名	コード番号
石狩	01	渡島	06	根室	11
空知総合	02	胆振	07	オホーツク総合	12
上川総合	03	日高	08	宗谷総合	13
後志	04	十勝総合	09	留萌	14
檜山	05	釧路総合	10		

3 利子補給金計算期間コード

貸付区分	コード番号
1 2月型	1
応当日型	2

4 経営の種類コード

(1) 酪農・肉用牛

経営の種類	コード番号
酪農経営	1 0
肉用牛繁殖経営	2 1
肉専用種肥育経営（一貫含む）	2 2
交雑種肥育経営	2 3
交雑種哺育育成経営	2 4
乳用種肥育経営	2 5
乳用種哺育育成経営	2 6

(2) 養豚

経営の種類	コード番号
繁殖経営	3 1
一貫経営	3 2
肥育経営	3 3

5 異動理由（繰上償還「その他」）

コード	1	2	3	4	5	6	8
繰上償還理由	借換 （畜特資金）	借換 （その他）	代位弁済	資産処分 （経営継続）	資産処分 （経営中止）	期限の 利益喪失	不明

異動理由が代位弁済（2）の場合、基金協会の融資機関に対する保証履行通知、営農継続を示す資料（売上精算書等）を併せ提出すること。

【参考3】 利子補給金計算期間、毎回償還額・利子補給金額の計算

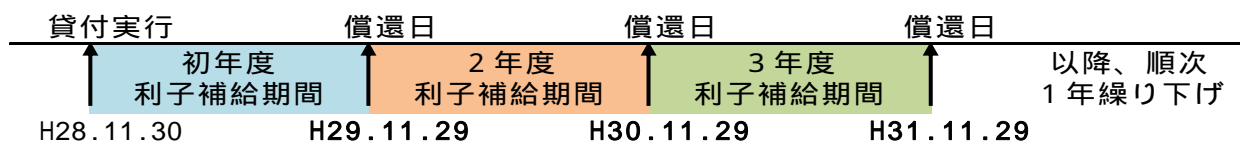
項目	内容
利子補給金 計算期間	<p>〔利子補給金計算期間〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利子補給金は、貸付資金ごとに毎年1回交付しますが、この利子補給金の計算期間の基礎となる期間が「利子補給金計算期間」で、その始期と終期の区別により応答日型と12月型の2つに分かれます。 <p>【応答日型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、貸付応答日から翌年度の貸付応答日の前日までを計算期間とします。 ・また、貸付応答日の前日以外の日を約定償還日と定めている県にあっては、当該約定日の翌日から翌年度の約定償還日までを計算期間とします。ただし、初年度は、貸付実行日から翌年度の約定償還日までを計算期間とします。 <p>【12月型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年、1月1日から12月31日までを計算期間とします。ただし、初年度（貸付実行年）は、貸付実行日からその年の12月31日まで、また、最終年度は最終年の1月1日からその年の貸付応答日の前日（貸付応答日の前日以外の日を約定償還日に定めた時は当該約定償還日）までとなります。

利子補給計算期間例

貸付実行日 H28.11.30 約定償還日 毎年11月29日

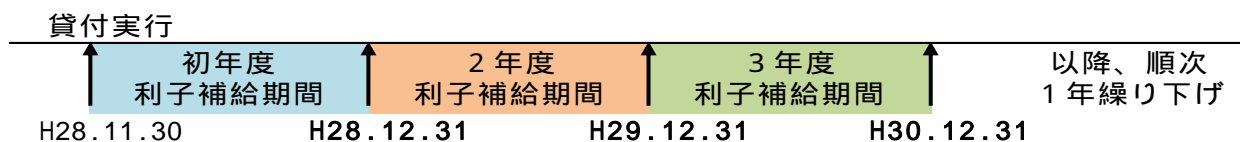
【応答日型】：利子補給終期日 = 償還日

	初年度	2年度	3年度		
始期	H28.11.30	始期	H29.11.30	始期	H30.11.30
終期	H29.11.29	終期	H30.11.29	終期	H31.11.29



【12月型】：利子補給終期日 = 12月31日

	初年度	2年度	3年度		
始期	H28.11.30	始期	H29.1.1	始期	H30.1.1
終期	H28.12.31	償還日	H29.11.29	償還日	H30.11.29
		終期	H29.12.31	終期	H30.12.31



項目	内容
償還回数	〔償還回数〕 ・償還回数 = 償還期間 - 据置期間
毎回償還回数の算出	〔毎回償還額の償還方法〕 1 元金均等償還 2 約定償還は年1回（年賦償還） 3 1の均等償還額に千円未満の端数がある時はこれを切り捨てて初年度の償還額に加算する。 4 また、繰上償還があった場合は、繰上償還日の翌日の貸付残高について上記に準じて処理することとしており、それぞれ次の算式による金額（その額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨て初年度の償還額に加算する。）を毎年度の償還額とします。

貸付実行時の計算例

貸付実行日	貸付額	償還期間	据置期間
H28.11.30	50,000,000	15	3

年度	返済回数	期首残高	償還額	償還後残高
H29		50,000,000	0	50,000,000
H30		50,000,000	0	50,000,000
H31		50,000,000	0	50,000,000
H32	1	50,000,000	4,174,000	45,826,000
H33	2	45,826,000	4,166,000	41,660,000
H34	3	41,660,000	4,166,000	37,494,000
H42	11	8,332,000	4,166,000	4,166,000
H43	12	4,166,000	4,166,000	0

一部繰上償還時の計算例

貸付残高	繰上償還日	繰上償還額	償還期間	据置期間
50,000,000	H29.3.30	10,000,000	15	3

年度	返済回数	期首残高	繰上償還額	償還額	償還後残高
H29		50,000,000			50,000,000
H30		50,000,000			50,000,000
H31		50,000,000			50,000,000
H32	1	50,000,000		4,174,000	45,826,000
H33	2	45,826,000		4,166,000	41,660,000
H34	3	41,660,000	10,000,000	3,166,000	28,494,000
H35	4	28,494,000		3,166,000	25,328,000
H36	5	25,328,000		3,166,000	22,162,000
H37	6	22,162,000		3,166,000	18,996,000
H38	7	18,996,000		3,166,000	15,830,000
H39	8	15,830,000		3,166,000	12,664,000
H40	9	12,664,000		3,166,000	9,498,000
H41	10	9,498,000		3,166,000	6,332,000
H42	11	6,332,000		3,166,000	3,166,000
H43	12	3,166,000		3,166,000	0

項 目	内 容								
利子補給額の算出	<p>〔利子補給額の算出〕</p> <p>1 融資機関への利子補給額は、借入者の経営の種類ごとに各利子補給金計算期間別に貸付平均残高を算出し、その額に当該利子補給率を乗じた額（円未満切捨）の合計額が各年度の利子補給額となります。</p> <p>2 なお、貸付当初5年間については、貸付利率の無利子化に必要な額として、貸付平均残高に貸付利率を乗じて算出する額に相当する額との合計額が利子補給額となります。</p> <p>3 貸付平均残高は、利子補給金計算期間中の日々の貸付残高の総和を平年、閏年とも365で除した額です。また、この場合融資機関で約定償還金が延滞していても償還されたものとして利子補給額を計算します。</p> <p> なお、閏年の貸付残高の総和は366日の計算となります。</p> <p>4 貸付平均残高の計算基礎とする貸付残高は次の（1）から（6）により計算します。</p> <p>（1）約定償還額は、約定償還日に借入者から償還されていない場合も、約定償還日に償還されたものとして算出します。</p> <p>（2）約定償還日及び繰上償還日当日の貸付残高は、償還前の残高となります。</p> <p>（3）約定償還日が国民の祝日、日曜日その他の休日となった場合、民法第412条の規定では、翌営業日の償還でよいことになっていますが、利子補給金の計算上は、約定償還日に償還があったものとして算出します。</p> <p>（4）対象外貸付額は、貸付当初から貸付がなかったものとして貸付実行日からその額を減額します。</p> <p>（5）経営を中止した場合は、経営中止日の翌日から利子補給金の交付を停止するので経営中止日の貸付残高で利子補給金額を計算します。</p> <p> なお、継続確認申請を提出して承認を受けた場合は、引き続き利子補給金の交付対象になります。</p> <p>（6）計画の承認の取り消しの場合は、取消認定日から利子補給金の交付を停止するので取消認定日の前日までの利子補給額を計算し、取消認定日以降は交付しない取り扱いとなります。</p> <p>〔貸付実行時の計算例による利子補給額の算出〕</p> <table border="1" data-bbox="379 1798 1225 1944"> <thead> <tr> <th>貸付実行額</th> <th>貸付 実行日</th> <th>償還期間 (うち据置期間)</th> <th>約定 償還日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50,000 千円</td> <td>H29.11.30</td> <td>15年(3年)</td> <td>11.29</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 利子補給率 ; 1.01% 貸付利率 ; 0.25%</p>	貸付実行額	貸付 実行日	償還期間 (うち据置期間)	約定 償還日	50,000 千円	H29.11.30	15年(3年)	11.29
貸付実行額	貸付 実行日	償還期間 (うち据置期間)	約定 償還日						
50,000 千円	H29.11.30	15年(3年)	11.29						

項目	内容
	<p>上述の例は、融資機関の取扱いが1件の場合です。取扱いが複数ある場合には、複数件の合計に対して積数を算出し、それに利子補給率を乗じて、利子補給額を算出します。</p> <p>〔応答日型の場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H29.11.30 実行に係る H29.11.30 ~ H30.11.29 間の利子補給請求は H31 年 1 月提出（請求期限：H31.1.31） <p>利子補給額 = 積数（期首残高 × 始期 ~ 終期迄日数） × 利子補給率 ÷ 365 505,000 円 = 50,000 千円 × 365 × 1.01% ÷ 365</p> <p>〔12月型の場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H29.11.30 実行に係る H29.11.30 ~ H29.12.31 間の利子補給請求書は H30 年 2 月提出（請求期限：H30.2.28） <p>利子補給金 = 積数（期首残高 × 始期 ~ 終期迄日数） × 利子補給率 ÷ 365 44,273 円 = 50,000 千円 × 32 × 1.01% ÷ 365</p>

利子補給額の算出例

貸付実行額	貸付実行日	償還期間 (うち据置期間)	約定償還日	利子補給率	貸付利率
50,000 千円	H29.11.30	15 年(3 年)	11.29	1.01%	0.25%

【応答日型の場合】							
回数	実行日・約定日	日数	約定償還額(千円)	貸付残高(千円)	積数(円)	利子補給額(円)	
1	H29.11.30 H30.11.29	365	0	50,000	18,250,000	630,000	無利子期間
	H30.11.30			50,000			
2	H31.11.29 H31.11.30	365	0	50,000	18,250,000	630,000	無利子期間
	H31.11.30			50,000			
3	H32.11.29 H32.11.30	366	0	50,000	18,300,000	631,726	無利子期間
	H32.11.30			50,000			
4	H33.11.29 H33.11.30	365	4,174	45,826	18,250,000	630,000	無利子期間
	H33.11.30			45,826			
5	H34.11.29 H34.11.30	365	4,166	41,660	16,726,490	577,407	無利子期間
	H34.11.30			41,660			
6	H35.11.29 H35.11.30	365	4,166	37,494	15,205,900	420,766	← 通常利子期間スタート
	H35.11.30			37,494			
7	H36.11.29 H36.11.30	366	4,166	33,328	13,722,804	379,726	
	H36.11.30			33,328			
8	H37.11.29 H37.11.30	365	4,166	29,162	12,164,720	336,612	
	H37.11.30			29,162			
9	H38.11.29 H38.11.30	365	4,166	24,996	10,644,130	294,536	
	H38.11.30			24,996			
10	H39.11.29 H39.11.30	365	4,166	20,830	9,123,540	252,459	
	H39.11.30			20,830			
11	H40.11.29 H40.11.30	366	4,166	16,664	7,623,780	210,959	
	H40.11.30			16,664			
12	H41.11.29 H41.11.30	365	4,166	12,498	6,082,360	168,306	
	H41.11.30			12,498			
13	H42.11.29 H42.11.30	365	4,166	8,332	4,561,770	126,229	
	H42.11.30			8,332			
14	H43.11.29 H43.11.30	365	4,166	4,166	3,041,180	84,153	
	H43.11.30			4,166			
15	H44.11.29	366	4,166	0	1,524,756	42,191	

【12月型の場合】

回数	実行日・約定日	日数	約定償還額(千円)	貸付残高(千円)	積数(円)	利子補給額(円)	
	H29.11.30			50,000			
1	H29.11.29		0	50,000	0	55,232	無利子期間
	H29.12.31	32		50,000	1,600,000		
	H30.1.1			50,000			
2	H30.11.29	333	0	50,000	16,650,000	630,000	無利子期間
	H30.12.31	32		50,000	1,600,000		
	H31.1.1			50,000			
3	H31.11.29	333	0	50,000	16,650,000	630,000	無利子期間
	H31.12.31	32		50,000	1,600,000		
	H32.1.1			50,000			
4	H32.11.29	334	0	50,000	16,700,000	631,726	無利子期間
	H32.12.31	32		50,000	1,600,000		
	H33.1.1			50,000			
5	H33.11.29	333	4,174	45,826	16,650,000	625,389	無利子期間
	H33.12.31	32		45,826	1,466,432		
	H34.1.1			45,826			
6	H34.11.29	333	4,166	41,660	15,260,058	563,674	通常利子期間
	H34.12.31	32		41,660	1,333,120		
	H35.1.1			41,660			
7	H35.11.29	333	4,166	37,494	13,872,780	417,077	←通常利子期間スタート
	H35.12.31	32		37,494	1,199,808		
	H36.1.1			37,494			
8	H36.11.29	334	4,166	33,328	12,522,996	376,037	←通常利子期間スタート
	H36.12.31	32		33,328	1,066,496		
	H37.1.1			33,328			
9	H37.11.29	333	4,166	29,162	11,098,224	332,923	←通常利子期間スタート
	H37.12.31	32		29,162	933,184		
	H38.1.1			29,162			
10	H38.11.29	333	4,166	24,996	9,710,946	290,847	←通常利子期間スタート
	H38.12.31	32		24,996	799,872		
	H39.1.1			24,996			
11	H39.11.29	333	4,166	20,830	8,323,668	248,770	←通常利子期間スタート
	H39.12.31	32		20,830	666,560		
	H40.1.1			20,830			
12	H40.11.29	334	4,166	16,664	6,957,220	207,270	←通常利子期間スタート
	H40.12.31	32		16,664	533,248		
	H41.1.1			16,664			
13	H41.11.29	333	4,166	12,498	5,549,112	164,617	←通常利子期間スタート
	H41.12.31	32		12,498	399,936		
	H42.1.1			12,498			
14	H42.11.29	333	4,166	8,332	4,161,834	122,540	←通常利子期間スタート
	H42.12.31	32		8,332	266,624		
	H43.1.1			8,332			
15	H43.11.29	333	4,166	4,166	2,774,556	80,464	←通常利子期間スタート
	H43.12.31	32		4,166	133,312		
	H44.1.1			4,166			
16	H44.11.29	334	4,166	0	1,391,444	38,502	←通常利子期間スタート
	H44.12.31	32		0	0		

3 貸付実行状況等異動報告書

(1) 報告の種類、期限の利益喪失の取扱い

項目	内容
内容	<p>〔期限の利益を喪失させた場合に係る異動報告の取扱い〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資機関が借入者に対して期限の利益を喪失させた場合に係る異動報告の取扱いについて、期限の利益喪失、経営中止、協会代弁等との関係を時間軸で示すと次の表のようになります。 <p>〔期限の利益喪失に係る貸付実行状況等異動報告書の作成〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資機関が借入者に全額繰上償還請求して期限の利益を喪失させた場合は、期限の利益喪失日を異動日とする報告を作成します。

			利子補給中止 事由の発生
H28.12.31	H30.3.31 経営中止	H30.6.10 期限利益喪失	経営中止
H28.12.31	H30.5.10 期限利益喪失	H30.7.20 経営中止	期限利益喪失
H28.12.31	H30.5.10 期限利益喪失	H30.8.10 資産処分代金による 全額繰上償還	期限利益喪失
H28.12.31	H30.5.10 資産処分代金による 全額繰上償還	H30.8.10 経営中止	資産処分代金に よる全額繰上 償還

項 目	内 容								
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資金余剰等による繰上償還は従来通りの取扱いですが、期限の利益喪失を異動に入れたことにより、経営中止、代弁等は時間軸からみて適用するものを的確に把握して異動報告を提出するよう、特にご留意下さい。 ・ 全額繰上償還請求に伴う期限利益喪失に係る異動報告の繰上償還コードは、「6」です。 								
根 拠	<p>1 利子補給金の計算対象貸付残高について</p> <p>(1) 約定償還分については、約定償還日に償還されていない場合も、約定償還日に償還されたものとして翌日の貸付残高から減額する。</p> <p>(2) 繰上償還については、繰上償還された日の翌日の貸付残高から減額する。</p> <p>こととなっており、融資機関が期限の利益を喪失させた場合においては、これら扱いに準じることとして、期限の利益喪失日の翌日から当該分について利子補給しないことを明確にするものです。</p> <p>2 したがって、異動報告の異動発生年月日を期限の利益喪失日とすることとし、これに伴う利子補給額異動修正計算表においては、その翌日から当該分が除外されることとなります。</p>								
報告様式・ 報告方法	<table border="1" data-bbox="352 1189 1398 1630"> <thead> <tr> <th data-bbox="352 1189 603 1240">様 式</th> <th data-bbox="603 1189 1283 1240">様式名</th> <th data-bbox="1283 1189 1398 1240">方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="352 1240 603 1581">別紙様式第9号</td> <td data-bbox="603 1240 1283 1581"> 畜産経営体質強化支援資金貸付実行状況等異動報告書 (全額繰上償還請求期限(=期限到来日)を示す資料添付(催告書写し、証書貸付金取引履歴照会〔期限利益喪失登録起算日を示すものなど〕、期限利益喪失時点で経営を行っていたことを証明する資料等) </td> <td data-bbox="1283 1240 1398 1581" rowspan="2">郵送</td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 1581 603 1630">" の別添 1</td> <td data-bbox="603 1581 1283 1630">資金貸付実行状況等異動表</td> </tr> </tbody> </table>	様 式	様式名	方法	別紙様式第9号	畜産経営体質強化支援資金貸付実行状況等異動報告書 (全額繰上償還請求期限(=期限到来日)を示す資料添付(催告書写し、証書貸付金取引履歴照会〔期限利益喪失登録起算日を示すものなど〕、期限利益喪失時点で経営を行っていたことを証明する資料等)	郵送	" の別添 1	資金貸付実行状況等異動表
様 式	様式名	方法							
別紙様式第9号	畜産経営体質強化支援資金貸付実行状況等異動報告書 (全額繰上償還請求期限(=期限到来日)を示す資料添付(催告書写し、証書貸付金取引履歴照会〔期限利益喪失登録起算日を示すものなど〕、期限利益喪失時点で経営を行っていたことを証明する資料等)	郵送							
" の別添 1	資金貸付実行状況等異動表								
提出時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 融資機関は、異動が生じた都度、速やかに異動報告書及び別添1の異動表を作成し、信農連等を經由して会長あて提出、利子補給金額修正分は利子補給請求書提出期限の30日前までに中央畜産会に到着するよう提出して下さい。 ・ 信農連等は融資機関報告を公文により会長あて提出して下さい。 								

3 貸付実行状況等異動報告書

(2) 繰上償還

項目	内容
内容	<p>[貸付実行状況等異動報告書の作成]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繰上償還がなされた場合、その後の約定償還は、繰上償還日の翌日の貸付残高を残存約定償還回数で除して、新たに償還計画額及び利子補給額を設定します(別表参照)。 ・内入の場合、貸付実行状況等異動報告書の備考欄に「内入れ」と記入する。 ・早期償還の場合、異動報告書の備考欄に「早期償還」と記入して下さい。 ・約定償還日に約定償還と繰上償還を併せて行った場合の処理は、約定償還を処理後に、約定償還後の貸付残高について繰上償還の異動処理を行います。異動報告書の繰上償還額は、当該約定償還日の償還額(約定償還額と繰上償還額との合計額)ではなく、繰上償還額のみを計上して下さい。 <p>平成30年度貸付に係る借換対象となる畜産経営体質強化支援資金の負債については、貸付実行後、貸付実行状況等異動報告書を速やかに提出して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異動理由が資金余剰以外の場合には、繰上償還のその他欄に【参考2】畜産経営体質強化支援資金関係コード表の5の中から該当するコードを記入して下さい。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>【参考】</p> <p>繰上償還 約定償還以外の任意の償還(全額・一部)</p> <p>内入れ 約定償還額の全額または一部に係る約定償還日前の償還(期日前償還)</p> <p>早期償還 当年度及び次年度以降分の約定償還額の全額または一部に係る償還(当年度及び次年度以降分の期日前償還)</p> <p>(注)繰上償還、内入れ、早期償還については、次頁を参照して下さい。</p> </div>

項目	内 容										
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 償還金が約定償還額の内入れなどであるものを繰上償還として異動報告書を提出すると、借入者は当該約定償還日に内入額のほかに、新たに設定された約定償還額の償還額を償還することとなりますので、一部繰上償還、内入れ、早期償還かを借入者の意向を的確に反映して報告するよう、特にご留意下さい。 繰上償還にあっては、繰償後の返済計画表を必ず添付して下さい。 協会代弁による全額繰上償還にあっては、借入者の牛等の飼養状況を確認したうえ、飼養の場合は代弁履行日に全償となるので、異動報告に協会の代弁履行通知、借入者の生乳又は肉牛出荷等を確認できるものを添付して下さい。 <p>飼養無の場合、経営中止処理とします。</p>										
報告様式・報告方法	<table border="1"> <thead> <tr> <th>様 式</th> <th>様 式 名</th> <th>方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>別紙様式第9号</td> <td>畜産経営体質強化支援資金貸付実行状況等異動報告書 (繰上償還日、繰上償還額、繰上償還前後の貸付金残高が把握できる資料〔証書貸付金照会取引履歴照会など〕を添付) (全額償還以外の繰上償還にあっては、繰償後の返済計画表を添付すること)</td> <td rowspan="2">郵送</td> </tr> <tr> <td>〃 の別添1</td> <td>資金貸付実行状況等異動表</td> </tr> </tbody> </table>			様 式	様 式 名	方法	別紙様式第9号	畜産経営体質強化支援資金貸付実行状況等異動報告書 (繰上償還日、繰上償還額、繰上償還前後の貸付金残高が把握できる資料〔証書貸付金照会取引履歴照会など〕を添付) (全額償還以外の繰上償還にあっては、繰償後の返済計画表を添付すること)	郵送	〃 の別添1	資金貸付実行状況等異動表
様 式	様 式 名	方法									
別紙様式第9号	畜産経営体質強化支援資金貸付実行状況等異動報告書 (繰上償還日、繰上償還額、繰上償還前後の貸付金残高が把握できる資料〔証書貸付金照会取引履歴照会など〕を添付) (全額償還以外の繰上償還にあっては、繰償後の返済計画表を添付すること)	郵送									
〃 の別添1	資金貸付実行状況等異動表										
提出時期	<ul style="list-style-type: none"> 融資機関は、異動が生じた都度、速やかに異動報告書及び別添1の異動表を信農連等を経由して会長あて提出、利子補給金額修正分は利子補給請求書提出期限の30日前までに中央畜産会に到着するよう提出して下さい。 信農連等は融資機関報告を公文により会長あて提出して下さい。 										

【参考】繰上償還、内入れ、早期償還

区 分	内 容	参 考 (処理後約定償還額)
繰上償還	約定償還額とは別に資金余剰等を充て繰り上げて償還するもの	約定償還額が変更
内入れ	約定償還額の全額または一部を当年度期日までに償還するもの	約定償還額に変更無
早期償還	次年度以降の償還額分も早期に繰り上げて償還するもの。但し、償還期間が短縮されるものではない	約定償還額に変更無

(例)

貸付実行日 H29.11.30 貸付実行額 10,000 千円 償還額 2,000 千円 償還期間 5 年
 約定償還日 11.29

30.10.10 に 3,000 千円償還があった場合の毎年度約定償還額は次のとおりとなります。
 (単位; 千円)

区 分	30.11.29	31.11.29	32.11.29	33.11.29	34.11.29
繰上償還 (注 1)	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
内入れ (注 2)	処理不能				
早期償還 (注 3)	0	1,000	2,000	2,000	2,000

(注 1) 一部繰上償還 (3,000 千円) 処理後に再計算し毎年度約定償還額は 1,400 千円となります。

(注 2) 約定償還額を超えているので、内入れ処理はできません。内入れ処理は約定償還額の範囲内で、この例では 2,000 千円までとなります。

(注 3) 30.10.10 に 30.11.29 分、31.11.29 分の一部が入金されていますので、30.11.29 は約定償還額はゼロ、31.11.29 は 1,000 千円、32.11.29 以降は 2,000 千円となります。早期償還は最終年度分まで可能ですが、全て早期償還すると全額繰上償還と同じこととなります。

【別表】

繰上償還 (約定償還以外の任意の償還) の例

貸付実行額	貸付実行日	償還期間 (うち据置期間)	約定償還日	貸付区分	繰上償還日	繰上償還額
8,000千円	H29.11.30	15年(3年)	11.29	特認	H33.1.10	500千円

回数	実行日・約定日	貸付実行額	当初		繰上償還後	
			約定償還額	貸付残高	約定償還額	約定償還額
	H29.11.30	8,000 千円		8,000 千円		
1	H30.11.29		千円	8,000 千円	千円	千円
2	H31.11.29		千円	8,000 千円	千円	千円
3	H32.11.29		千円	8,000 千円	500 千円	7,500 千円
4	H33.11.29		674 千円	7,326 千円	625 千円	6,875 千円
5	H34.11.29		666 千円	6,660 千円	625 千円	6,250 千円
6	H35.11.29		666 千円	5,994 千円	625 千円	5,625 千円
7	H36.11.29		666 千円	5,328 千円	625 千円	5,000 千円
8	H37.11.29		666 千円	4,662 千円	625 千円	4,375 千円
9	H38.11.29		666 千円	3,996 千円	625 千円	3,750 千円
10	H39.11.29		666 千円	3,330 千円	625 千円	3,125 千円
11	H40.11.29		666 千円	2,664 千円	625 千円	2,500 千円
12	H41.11.29		666 千円	1,998 千円	625 千円	1,875 千円
13	H42.11.29		666 千円	1,332 千円	625 千円	1,250 千円
14	H43.11.29		666 千円	666 千円	625 千円	625 千円
15	H44.11.29		666 千円	0 千円	625 千円	0 千円

1. 貸付実行時

貸付実行額を償還回数で除した額 (千円未満の端数を生じる場合には、その端数金額をその初年度に加算する。) が年度ごとの均等償還額となる。

2. 繰上償還時

償還後の貸付残高を繰上償還以降に到来する約定償還回数で割した額 (千円未満の端数を生じる場合には、その端数金額を、繰上償還後の約定償還額となる。

この例において、H33.1.10の繰上償還が約定償還の内入れであるのに、繰上償還として異動報告書を提出すると、H33.11.29の約定日の償還額は内入れを控除した残額の償還とならず、約定償還額は上で示した 625千円の償還となるので、内入れが繰上償還かを充分確認してしてください。

3 貸付実行状況等異動報告書

(3) 経営中止等

項 目	内 容
内 容	<p>〔貸付実行状況等異動報告書・借入者経営中止状況報告書の作成〕</p> <p>経営中止があった場合の異動報告書は、「借入者経営中止状況報告書」の確認申請の有無により、次のとおり提出することとなります。</p> <p>継続確認申請の有無については、「借入者経営中止状況報告書」の経営中止日欄に記載して下さい。</p> <p>継続確認申請がない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営中止日が異動発生日となり、以後の利子補給金は交付停止されますので、借入者経営中止状況報告書の経営中止日欄に経営中止日を記載した後、継続申請「無」と記して異動報告書とともに提出します。 ・ 経営中止日がわかる資料（生乳、肉牛の売上に係る精算書等で中止日がわかるもの）を添付して下さい。 <p>継続確認申請がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営中止があった場合、借入者経営中止状況報告書の経営中止日欄に経営中止日を記載した後、継続申請「有」と記入して利子補給継続確認申請書とともに信農連等を通して県に提出し、確認を受けます。また、県は継続確認申請を承認したときには、承認したことを中央畜産会に通知します。 ・ この場合の利子補給継続確認申請事由が「ア経営主の事故等の不測の事態の発生により経営中止せざるを得ない場合」あるいは「経営の転換により経営の安定を図ろうとする場合」は、経営中止日の翌年の経営中止応答日まで、「イ資産を処分し借入金の返済に充てる場合」は、営農に係る資産の最終処分の日（経営中止日の翌年経営中止応答日までが限度）まで、それぞれ利子補給金の交付が認められます。申請事由により「経営中止日の翌年の経営中止応答日」または「営農に係る資産の最終処分の日」のいずれかが異動発生日になります。 ・ この異動発生日が到来した時は、異動報告書に「継続確認申請書の写し」、「利子補給金交付停止日の到来について」及び「資産処分に係る契約書等、償還額、入金日がわかるもの（資産処分等の場合）」を添付して当会に速やかに提出します。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続確認申請は、上記のとおり社会通念上から妥当と判断されるものに適用されることに留意して下さい。

項 目	内 容		
提出様式・ 報告方法	【継続確認申請がない場合】		
	様 式	様 式 名	方法
	別紙様式第 1 1 号	畜産経営体質強化支援資金借入者経営中止状況報告書 (経営中止日を証明する資料、経営中止日における証書貸付金取引履歴照会を添付)	郵送
	別紙様式第 9 号	畜産経営体質強化支援資金貸付実行状況等異動報告書	
	" の別添 1	資金貸付実行状況等異動表	
	【継続確認申請がある場合】		
	様 式	様 式 名	方法
	別紙様式第 1 1 号	畜産経営体質強化支援資金借入者経営中止状況報告書 (経営中止日を証明する資料、経営中止日における証書貸付金取引履歴照会を添付)	郵送
		利子補給金交付停止日の到来について	
	別紙様式第 9 号	畜産経営体質強化支援資金貸付実行状況等異動報告書	
" の別添 1	畜産経営体質強化支援資金貸付実行状況等異動表		
提出時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 融資機関は、経営中止等の異動が生じた都度、速やかに異動報告書及び別添 1 の異動表を信農連等を經由して会長あて提出、利子補給金額修正分は利子補給請求書提出期限の 30 日前までに中央畜産会に到着するよう提出して下さい。 ・ 信農連等は融資機関報告を公文により会長あて提出して下さい。 		

3 貸付実行状況等異動報告書

(4) 体質強化計画の承認取消

項目	内 容																		
内 容	〔貸付実行状況等異動報告書の作成〕 体質強化計画の承認取消があった場合、貸付実行状況等異動報告書を作成します。なお、異動日は計画の承認取消日の前日となります。																		
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・融資機関が体質強化計画の承認取消よりも前に借入者に期限の利益を喪失させている場合には、全額繰上償還請求期限（＝期限到来日）が異動日となります。 ・融資機関は都道府県知事から畜産経営体質強化計画承認取消通知書により体質強化計画の承認取消の通知を受けた場合には、畜産経営体質強化支援資金貸付実行状況等異動表の備考欄にその旨を記述して会長あて提出して下さい。 ・融資機関は、体質強化計画の承認取消の理由を説明できる書類を整備しておくことに留意して下さい。 																		
報告様式・ 報告方法	<p>【道府県 中央畜産会】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>様 式</th> <th>様 式 名</th> <th>方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>別紙様式第5号</td> <td>畜産経営体質強化計画承認取消通知書</td> <td>郵送</td> </tr> </tbody> </table> <p>【融資機関（信農連等） 中央畜産会】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>様 式</th> <th>様 式 名</th> <th>方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>別紙様式第9号</td> <td>畜産経営体質強化支援資金貸付実行状況等異動報告書</td> <td rowspan="3">郵送</td> </tr> <tr> <td>” の別添1</td> <td>畜産経営体質強化支援資金貸付実行状況等異動表</td> </tr> <tr> <td>別添</td> <td>承認取消内容 <ul style="list-style-type: none"> ・稟議時等に作成したものなど、既存作成したものの写しを添付して下さい ・併せ、承認取消時点の貸付残高がわかる証書貸付金取引履歴照会を添付して下さい。 </td> </tr> </tbody> </table>			様 式	様 式 名	方法	別紙様式第5号	畜産経営体質強化計画承認取消通知書	郵送	様 式	様 式 名	方法	別紙様式第9号	畜産経営体質強化支援資金貸付実行状況等異動報告書	郵送	” の別添1	畜産経営体質強化支援資金貸付実行状況等異動表	別添	承認取消内容 <ul style="list-style-type: none"> ・稟議時等に作成したものなど、既存作成したものの写しを添付して下さい ・併せ、承認取消時点の貸付残高がわかる証書貸付金取引履歴照会を添付して下さい。
様 式	様 式 名	方法																	
別紙様式第5号	畜産経営体質強化計画承認取消通知書	郵送																	
様 式	様 式 名	方法																	
別紙様式第9号	畜産経営体質強化支援資金貸付実行状況等異動報告書	郵送																	
” の別添1	畜産経営体質強化支援資金貸付実行状況等異動表																		
別添	承認取消内容 <ul style="list-style-type: none"> ・稟議時等に作成したものなど、既存作成したものの写しを添付して下さい ・併せ、承認取消時点の貸付残高がわかる証書貸付金取引履歴照会を添付して下さい。 																		
提出時期	<ul style="list-style-type: none"> ・融資機関は、道府県から体質強化計画承認取消の連絡を受けた都度、速やかに異動報告書及び別添1の異動表を信農連等を経由して会長あて提出、利子補給金額修正分は利子補給請求書提出期限の30日前までに中央畜産会に到着するよう提出して下さい。 ・信農連等は融資機関報告を公文により会長あて提出して下さい。 																		

3 貸付実行状況等異動報告書
(5) 融資機関合併等

項 目	内 容																		
内 容	<p>[貸付実行状況等異動報告書等の作成]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 融資機関、畜産経営体質強化支援資金借入者に変更があった場合、貸付けの表示項目に関するデータを変更する必要がありますので、変更の都度、当会に報告して下さい。特に、畜産経営体質強化支援資金借入者と利子補給対象者は常に整合しておく必要があります。 ・ 報告様式と変更内容の目安は次のとおりです。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">報告様式</th> <th style="text-align: center;">変更内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第9号の別添2</td> <td>融資機関合併（畜産経営体質強化支援資金残高を継承）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">任意様式</td> <td style="text-align: center;">" （被合併融資機関に残高無の場合）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号の別添3</td> <td>事業譲渡、債権譲渡等による融資機関コード変更、当該変更に伴う借入者コード変更</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号の別添4</td> <td>経営移譲、組織変更等による借入者変更 コード変更を伴う場合は別添5の報告も必要</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号の別添5</td> <td>借入者のコード変更</td> </tr> </tbody> </table>			報告様式	変更内容	第9号の別添2	融資機関合併（畜産経営体質強化支援資金残高を継承）	任意様式	" （被合併融資機関に残高無の場合）	第9号の別添3	事業譲渡、債権譲渡等による融資機関コード変更、当該変更に伴う借入者コード変更	第9号の別添4	経営移譲、組織変更等による借入者変更 コード変更を伴う場合は別添5の報告も必要	第9号の別添5	借入者のコード変更				
報告様式	変更内容																		
第9号の別添2	融資機関合併（畜産経営体質強化支援資金残高を継承）																		
任意様式	" （被合併融資機関に残高無の場合）																		
第9号の別添3	事業譲渡、債権譲渡等による融資機関コード変更、当該変更に伴う借入者コード変更																		
第9号の別添4	経営移譲、組織変更等による借入者変更 コード変更を伴う場合は別添5の報告も必要																		
第9号の別添5	借入者のコード変更																		
留意事項	<p>[参考]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当会では畜産経営体質強化支援資金の融資機関、借入者等を共通のデータベースにより、データとリンクさせてデータを蓄積・管理することとしています。このため、融資機関、借入者に関する変更については、当会に報告するようにして下さい。 <p style="text-align: center;">12月型：H30.12.31迄</p> <p style="text-align: center;">応答日型：利子補給請求月の前々月末迄</p>																		
報告様式・ 報告方法	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">様 式</th> <th style="text-align: center;">様 式 名</th> <th style="text-align: center;">方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">別紙様式第9号</td> <td>畜産経営体質強化支援資金貸付実行状況等異動報告書</td> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">郵送</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">" の別添2</td> <td>合併に伴う利子補給契約の承継について（通知）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">" の別添3</td> <td>利子補給事業融資機関コード等変更入力票</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">" の別添4</td> <td>資金貸付対象者氏名の変更について</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">" の別添5</td> <td>貸付対象者氏名変更入力票</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">信農連等進達参考</td> <td>畜産経営体質強化支援資金貸付実行状況等異動報告書</td> </tr> </tbody> </table>			様 式	様 式 名	方 法	別紙様式第9号	畜産経営体質強化支援資金貸付実行状況等異動報告書	郵送	" の別添2	合併に伴う利子補給契約の承継について（通知）	" の別添3	利子補給事業融資機関コード等変更入力票	" の別添4	資金貸付対象者氏名の変更について	" の別添5	貸付対象者氏名変更入力票	信農連等進達参考	畜産経営体質強化支援資金貸付実行状況等異動報告書
様 式	様 式 名	方 法																	
別紙様式第9号	畜産経営体質強化支援資金貸付実行状況等異動報告書	郵送																	
" の別添2	合併に伴う利子補給契約の承継について（通知）																		
" の別添3	利子補給事業融資機関コード等変更入力票																		
" の別添4	資金貸付対象者氏名の変更について																		
" の別添5	貸付対象者氏名変更入力票																		
信農連等進達参考	畜産経営体質強化支援資金貸付実行状況等異動報告書																		

項 目	内 容
提出時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 融資機関は、合併、融資機関コードを変更した場合、畜産経営体質強化支援資金借入者が経営移譲、組織変更等により変更された場合、速やかに異動報告書及び別添 2 から 5 の報告を信農連等を経由して会長あて提出して下さい。 ・ 信農連等は融資機関報告を公文により会長あて提出して下さい。

4 利子補給金請求書の作成と提出

項 目	内 容												
内 容	<p>〔利子補給金請求書の作成〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利子補給金請求書は、請求提出期限ごとに作成してください。 ・ 利子補給金請求書の作成に当たっては、中央畜産会から送付された利子補給額計算書又は利子補給額異動修正計算書に基づき作成してください。 												
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 30 年度利子補給金の請求額に関連のある異動報告については、利子補給金の計算対象期間の経過後 30 日以内に当会が受理できるようにして下さい。 ・ なお、当会での受理が著しく遅延した異動報告書については、期間内での電算処理による修正が不可能なため、当該計算期間に係る異動前の利子補給金を交付した後、修正処理を行うこととなり、この場合、<u>返還金を伴う異動処理</u>になります。したがって、<u>融資機関は、内部部署での連絡・連携を行い、繰上償還・経営中止等の報告を的確に処理し、計算対象期間直後に全貸付対象者について残高確認、異動の有無、報告漏れがないかを点検して当会あて適切な報告</u>をして下さい。 ・ <u>利子補給金請求書について、融資機関は信農連等を經由する日数を考慮に入れて提出期限までに提出</u>して下さい。 												
報告様式・報告方法	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">様式</th> <th style="width: 50%;">様式名</th> <th style="width: 25%;">方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>別紙様式第 1 2 号</td> <td>畜産経営体質強化支援資金利子補給金請求書</td> <td rowspan="4">郵送</td> </tr> <tr> <td>〃の別添</td> <td>利子補給金請求に係る事務チェック表</td> </tr> <tr> <td>別紙様式第 1 3 号</td> <td>畜産経営体質強化支援資金約定償還額の償還状況報告書 【次頁参照】</td> </tr> <tr> <td>別紙様式第 1 8 号</td> <td>畜産経営体質強化支援資金利子補給金請求書（委託機関用）</td> </tr> </tbody> </table>	様式	様式名	方法	別紙様式第 1 2 号	畜産経営体質強化支援資金利子補給金請求書	郵送	〃の別添	利子補給金請求に係る事務チェック表	別紙様式第 1 3 号	畜産経営体質強化支援資金約定償還額の償還状況報告書 【次頁参照】	別紙様式第 1 8 号	畜産経営体質強化支援資金利子補給金請求書（委託機関用）
様式	様式名	方法											
別紙様式第 1 2 号	畜産経営体質強化支援資金利子補給金請求書	郵送											
〃の別添	利子補給金請求に係る事務チェック表												
別紙様式第 1 3 号	畜産経営体質強化支援資金約定償還額の償還状況報告書 【次頁参照】												
別紙様式第 1 8 号	畜産経営体質強化支援資金利子補給金請求書（委託機関用）												
提出時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 融資機関は、〔別紙〕利子補給金請求書提出時期一覧表にある期日までに信農連等を經由して会長あて提出して下さい。 ・ 融資機関は、異動が生じた都度、速やかに異動報告書及び別添 1 の異動表を信農連等經由して会長あて提出、利子補給金額修正分は利子補給請求書提出期限の 30 日前までに中央畜産会に到着するように提出して下さい。 【異動の取扱いは 3 貸付実行状況等異動報告書の各項目参照】 ・ 信農連等は融資機関報告を公文により会長あて提出して下さい。 												

5 約定償還額の償還状況報告書の作成と提出

項 目	内 容
内 容	<p>〔畜産経営体質強化支援資金約定償還額の償還状況報告書の作成〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本報告書は、当該年度の期末（約定償還日）に貸付残高のある借入者について貸付年度別に纏めて作成します。 ・当期約定償還額欄には、当該年度に約定されている償還額を延滞の有無に関係なく記入します。なお、据置期間中は0と記入します。 ・うち期中延滞欄には、約定償還額が約定償還日に入金されずに延滞しているものについて、その該当者数と延滞約定償還額（＝当期発生延滞額）を記入します。 ・期末延滞欄には、当該年度の期末（約定償還日）における貸付当初から累積している延滞について、その該当者数と延滞額（元本）を記入します。累積した延滞額を計上しますので当期発生分も含めて計上することに留意して下さい。 ・期中の受入代弁額欄には、当該年度の1年間に（利子補給金の計算期間）に農協等が農業信用基金協会等の保証機関から受け入れた代弁額を記入します。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産経営体質強化支援資金借入者で、延滞者、新規発生延滞者については、延滞理由、改善の見通し、償還見込みなどを把握して指導するように取り組んで下さい。

6 事業実績報告の作成と提出

項 目	内 容										
内 容	<p>〔事業実績報告の作成〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資実績については、融資機関から提出された貸付実行報告書により取り纏めて作成します。 ・利子補給実績については、融資機関から提出された利子補給金請求書、融資機関別利子補給金支払調書等により取り纏めて作成します。 										
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付実績報告書（ ）は酪農・肉用牛、養豚を別葉に作成して下さい。 ・利子補給実績報告については、融資機関に対する支払業務に使用した出力帳票等（振込一覧等）を添付して下さい。 										
申請様式・ 申請方法	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">様 式</th> <th style="text-align: center;">様式名</th> <th style="text-align: center;">方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">別紙様式第14号</td> <td>畜産経営体質強化支援資金利子補給事業実績報告書</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">郵送</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">" の別表 - 1</td> <td>平成 年度畜産経営体質強化支援資金貸付実績報告書</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">" の別表 - 2</td> <td>平成 年度畜産経営体質強化支援資金利子補給実績報告書 (融資機関への支払時の振込電算帳票等を添付)</td> </tr> </tbody> </table>	様 式	様式名	方法	別紙様式第14号	畜産経営体質強化支援資金利子補給事業実績報告書	郵送	" の別表 - 1	平成 年度畜産経営体質強化支援資金貸付実績報告書	" の別表 - 2	平成 年度畜産経営体質強化支援資金利子補給実績報告書 (融資機関への支払時の振込電算帳票等を添付)
様 式	様式名	方法									
別紙様式第14号	畜産経営体質強化支援資金利子補給事業実績報告書	郵送									
" の別表 - 1	平成 年度畜産経営体質強化支援資金貸付実績報告書										
" の別表 - 2	平成 年度畜産経営体質強化支援資金利子補給実績報告書 (融資機関への支払時の振込電算帳票等を添付)										
提出時期等	<ul style="list-style-type: none"> ・当該年度に実施した融資及び利子補給の実績を翌年度の4月10日までに会長あて提出して下さい。 										

7 帳簿等の整備保管

項 目	内 容
内 容	<p>〔帳簿等の整備保管〕</p> <ul style="list-style-type: none">・融資機関は、利子補給契約書、借入申込書、改善計画の承認・承認の取消に係る書面、貸付元帳、個人口座への振込・現金払を証する書面、利子補給金の請求及び受領に関する帳票類を利子補給事業の最終年度の翌年度から起算して5年間整備保管します。

8 利子補給事務業務に係る年間スケジュール【目安】

月	畜産経営体質強化支援資金貸付実行	利子補給請求	
		応当日型	1 2 月型
4	【前年度2月貸付】 償還計画額等の通知	【2月約定分】 利子補給金請求書 償還状況報告書 提出 (末日まで)	
5	【5月末日】 体質強化支援資金貸付	【2月約定分】 交付決定・利子補給金交付	
6	【5月貸付】 貸付実行報告書 上乘利子補給契約内訳書 提出(末日まで)		
7	【5月貸付】 償還計画額等の通知	【5月約定分】 利子補給金請求書 償還状況報告書 提出 (末日まで)	
8	【8月末日】 体質強化支援資金貸付	【5月約定分】 交付決定・利子補給金交付	
9	【8月貸付】 貸付実行報告書 上乘利子補給契約内訳書 提出(末日まで)		
10	【8月貸付】 償還計画額等の通知	【8月約定分】 利子補給金請求書 償還状況報告書 提出 (末日まで)	
11	【11月末日】 体質強化支援資金貸付	【8月約定分】 交付決定・利子補給金交付	
12	【11月貸付】 貸付実行報告書 上乘利子補給契約内訳書 提出(末日まで)		
1	【11月貸付】 償還計画額等の通知	【11月約定分】 利子補給金請求書 償還状況報告書 提出 (末日まで)	
2	【2月末日】 体質強化支援資金貸付	【11月約定分】 交付決定・利子補給金交付	【12月型】 利子補給金請求書 償還状況報告書 提出 (末日まで)
3	【2月貸付】 貸付実行報告書 上乘利子補給契約内訳書 提出(末日まで)		【12月型】 交付決定・利子補給金交付

(注) 1 繰上償還、経営中止、融資機関変更・貸付対象者変更に係る変更はその都度提出してください。
2 畜産経営体質強化支援資金の貸付が新規に行う融資機関の場合、利子補給契約の申込みを貸付実行前にする必要があります。

〔別紙〕 利子補給金請求書の提出時期一覧表

資金名		畜産経営体質強化支援資金																						
貸付年度		平成28年度								平成29年度								平成30年度						
貸付年・月		平成28年6月		平成28年9月		平成28年11月		平成29年2月		平成29年5月		平成29年8月		平成29年11月		平成30年2月		平成30年5月		平成30年8月		平成30年11月		
利子補給の型		12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	
請求書の提出期限	平成30年4月末																							
	平成30年7月末																							
	平成30年8月末																							
	平成30年10月末																							
	平成30年11月末																							
	平成31年1月末																							
	平成31年2月末																							
	2019年4月末																							
	2019年7月末																							

資金名		畜産経営体質強化支援資金									
貸付年度		平成30年度		2019年度							
貸付年・月		平成31年2月		2019年5月		2019年8月		2019年11月		2020年2月	
利子補給の型		12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型
請求書の提出期限	2019年4月末										
	2019年7月末										
	219年8月末										
	2019年10月末										
	2019年11月末										
	2020年1月末										
	2020年2月末										
	2020年4月末										
	2020年7月末										